

見直しの動きを踏まえて改正貸金業法の早期完全施行などを求める決議

(2009年12月15日 理事会決議)

2005年における経済・生活苦での自殺者は年間7000人に達し、自己破産者は18万人、多重債務者は200万人を超えた。この深刻な多重債務問題を解決するため、2006年12月に改正貸金業法が国会において全会一致によって成立した。同法は現在までに段階的な施行を重ね、その根幹となる、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）なども遅くとも2010年6月までには完全施行されることとなっている。

また、改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し、同本部は①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムを策定した。そして、官民が連携して多重債務対策に取り組んできた結果、多重債務者が大幅に減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなど、着実にその成果を上げつつある。

一方、貸金業界を中心に、消費者金融の成約率が低下しており、個人の生活資金や個人事業者の事業資金の調達を困難にするなどとして同法の完全施行の見直しを求める声がある。特に最近では、昨年からの金融危機の影響で個人事業主の資金繰りが悪化している、資金調達が制限された中小企業者の倒産が増加しているなどと喧伝されるようになり、政府も、「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を金融庁に設置し、貸金業に関する実態などを調査検討することとなった。

しかしながら、中小企業の資金繰りに関する全国の商工会議所会員へのアンケート（金融庁実施）によると、資金繰り悪化の原因は、販売不振・在庫調整の長期化等の営業要因、金融機関の融資態度・融資条件、セーフティネット貸付・保証等の信用保証協会や政府系金融機関等の対応の合計が98.4%を占めており、改正貸金業法施行の影響等のノンバンクの融資態度・動向は1.5%しかなく、貸金業法改正の影響はほとんどない。また、そもそも貸金業法では法人向け融資について総量規制はなく、個人事業者向け融資では事業の実態・内容から返済能力が認められる場合には総量規制の例外を定めるなど、硬直的な運用を排している。

このように改正貸金業法の見直しを行う前提事実は存しない。1990年代におけるバブル崩壊後の経済危機の際は、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年には自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を突破するなど多重債務問題が深刻化した。改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招きかねず断じて許されるべきではない。

今、多重債務者のために必要とされる施策は、改正貸金業法の早期完全施行であるとともに、1990年代に消費者金融や商工ローンが跋扈したのは不況による倒産や失業の時期にセーフティネットが全く機能していなかったためであるから、多重債務者に対する相談体制の拡充、セーフティネット貸付の充実及びヤミ金融の撲滅などである。そこで、当連合会は国に対し、以下の施策の実現を強く求めるものである。

1. 改正貸金業法を早期完全施行すること
2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること
3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること
4. ヤミ金融を撲滅するための施策を徹底すること

以上のとおり、2009年12月15日の近畿弁護士会連合会理事会において決議する。

近畿弁護士会連合会

理事長 福井 啓 介